

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課 (道路) (06-6572-2674) 施設管理課 (緑地管理) (06-6572-4050) 海務課 (海務) (06-6571-1966、06-6571-1745) 海務課 (埠頭) (06-6572-4033) 海務課 (防災保安) (06-6572-2691)
処分担当名	同上
処分の名称	監督処分
概要	港湾施設を利用する者が、港湾施設条例第13条に定める項目のいずれかに該当する場合、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、船舶の移動若しくは工作物その他の物件の移転、除却その他必要な措置を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例 (昭和39年4月1日条例第76号) 第13条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当する者 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者 (3) 詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 ◎次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 港湾工事のためにやむを得ない必要が生じたとき (2) 災害により施設を損傷するおそれがあると市長が認めるとき (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上の必要があると市長が認めるとき
ホームページ	
備考	